

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二の二第一項第四号八の規定に基づき、ひさしその他これに類するものの構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件

通常の花災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に花災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないひさしその他これに類するものの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法
- 二 防火構造に用いる構造方法
- 三 建築基準法施行令第百九条の三第二号八又は第百十五条の二第一項第四号に規定する構造に用いる構造方法

四 不燃材料で造るしじ。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。